



忍野八海から望む富士

撮影者 会員 山本 安志

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎ 045-211-7707  
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

人権シンポinかながわ2016のご案内  
日時 平成28年1月30日(土)10時  
場所 横浜弁護士会館  
内容 人権賞贈呈式／消費者ミニシンポ「ストップ！迷惑勧誘」／映画上映「首相官邸の前で」

横浜弁護士会は  
2016年4月1日  
「神奈川県弁護士会」  
になります。

## 新年のご挨拶

会長 竹森 裕子

新年明けましておめでとうございます。

横浜弁護士会は新しい歴史の幕開けの年を迎えました。4月1日から会名が「神奈川県弁護士会」に変更となります。会員の皆様、これまで諸先輩が築かれた良き伝統を引き継ぎ、且つ、新しい歴史の第一歩を共に踏み出しましょう。

会名変更に伴う種々の問題に、PTを立ち上げ、事務職員と共に、執行部も取り組んでおります。広報その他の行事への参加等、会員の皆様のご協力をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年は、会名変更の周知を兼ね、神奈川県下全自治体訪問を企画し、11月13日箱根町訪問で33市町村訪問を終えました。各首長等に会名変更のご案内をすると共に、「行政連携のお品書き」の説明を申し上げ、新しい制度である空き家対策・行政不服審査法改正による第三者機関と審理員制度創設に伴う弁護士推薦、任期付公務員の具体的採用計画などをお聞きし、弁護士の活動領域拡大のための体制作りが急務となっております。

又、県下の法律相談の実情を知ることができ、県民の弁護士に対する要望やアクセス課題や法律問題の掘り起こし等弁護士の活動が更に期待されていることを実感致しました。

刑事の分野では、改正予定の捜査段階の一部録音・録画化、検察官手持証拠開示制度の改善、司法取引制度が実施された場合の対応、少年法の適用年齢の18歳引下げ反対活動、裁判員裁判の弁護活動の質的向上等も課題です。

当会のみならず、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会が、立憲主義に反し憲法9条に反し違憲とした安全保障関連法が、昨年9月17日参議院の強行採決により成立しましたが、今後は、廃案・改正に向けて市民の皆様と共に活動を継続して参ります。

横浜弁護士会名での最後の執行部として、3月末日まで全力を挙げて会務に取り組んで参ります。会員の皆様のご支援を宜しく願い申し上げますと共に、本年の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

## 山ゆり

少し前にあれだけ希少価値を誇った瓶詰めココナツオイルが、今や店頭でセールの品として山積みになっているのを見かけた。「ケトン体ダイエット」で話題になった例の物である▼かつて流行った健康食品が安売りされるのは世の常、栄枯盛衰を感じるものだ。そこでちよつとした天邪鬼な気持ちとお買い得感から今さら買ってみると、案外悪くなかつたりするものである。一時期売り切れ続出であった鯖の水煮缶しかり、糖質が少ない割に腹持ちが良く、普通に美味しい▼えてして人は最新か定番かの二択に陥りがちなものであるが、一時の流行的なものには、流行が終わって生じる残念なイメージに反して普遍的に良いものであることがある。もしこれが定着していれば別の状態が生じていたかもしれない▼近年、健康関連のみならず弁護士業でも新しい合理的な仕事術等に関する魅力的な書籍や研修が次々と提示され続けている。例に漏れず私も飛びついてしまいそうになるクチであるが、どの分野でも敢えて一昔前風のやり方とじっくり向き合ってみるのも一興かもしれない▼その一方、健康面ではこれでリパウンドを防止できるのでは、という別の甘い期待をしてしまう懲りない自分がいる。(濱田 玄樹)



会名変更記念特集

第1弾

横浜弁護士会の歩み

本年4月、当会の会名は神奈川県弁護士会に変わる。これは長年にわたる当会の歴史の中でも大きな出来事である。そこで、この機会に、当会の歴史をいくつか紹介しておきたい。

横浜代言人組合から横浜弁護士会へ

現在の弁護士制度ができる前、裁判等の代理をしていたのは「代言人」と呼ばれる人々であった。明治13年に代言人規則改正により代言人組合

の結成が義務付けられ、横浜（神奈川）では同年6月に組合が設立された。これが現在の当会の前身である横浜代言人組合である。

関東大震災

大正12年9月1日に発生した関東大震災では、県内は大きな被害を受け

た。横浜地裁の庁舎は崩壊焼失し、庁舎内にあった当会の記録、資料等も焼失した。

この大震災によって、借地関係をはじめ法律問題が多く起こったことから、当会会員は桜木町駅近くにテナントを張り、無料法律相談所を開設した。今日でも各地での災害発生時に派遣弁護士が法律相談を実施しているが、当会は先駆的な活動を行っていたのである。

B C級戦犯裁判

第二次世界大戦後、横浜地裁は米軍に接收され、昭和20年12月から約4年間にわたり、331件ののぼるB C級戦犯裁判が行われた。

昭和22年の当会臨時総会では、「当会は横浜裁判所内に於て行われる戦犯裁判の弁護の委嘱を引き続き受理し、全会員は職務として平等に之が弁護を担当するものとす。」などと決議し、積極的に対応した。各事件を担当した43名の先輩弁護士たちは、軍事裁判に法の支

会館の建設

大正中期から会館建設計画があったが、関東大震災によって計画は中断となっていた。昭和25年になつて会館建設準備委員会が設置され、昭和39年の臨時総会で会館建設を可とする決議がなされ、会館建設規則が制定された。

その後、裁判所土地の使用許可をめぐって紆余曲折があったが、昭和46年2月4日、遂に竣工に漕ぎ着けた。建設資金は1億5000万円を要したが、神奈川県から500万円、横浜市から2500万円の補助金を受けた。

悲願の会館建設により、人権と正義のために弁護士が連帯して活動する拠点ができた。その後、会館で開催された市民法律講座が大盛況となるなど、弁護士会としての各種活動が会館を中心に行われ、今日に至っている。

いつの時代にあつても、当会及び会員は、弁護士の職務・理想を貫くべく努力を重ねてきたのである。そしてその姿勢は、会名が変わっても変わらずに受け継がれてゆくべきものであろう。

昭和46年2月の会館落成記念式典の様子

(副会長 佐藤 裕)

参考文献 横浜弁護士会史（上下巻）・横浜弁護士会創立125周年記念誌（会報56号）

紛争解決センター開設20周年記念シンポジウム

和解・ADRによる、より良い紛争解決に向けて

決に向けて弁護士は何ができるか議論された。

基調講演では、まず、30年にわたり裁判官を務めた大塚正之弁護士（東京弁護士会）が、「ADR（調停）における紛争解決の理論と技法」という演題で、協同的紛争解決の利点について講演した。これは、当事者のニーズを探り出し、双方がそれを充たす解決方法を発見していくことで、合計100%以上の解決も可能になるというものである。そのために裁判所も法的合理性を当事者が会得できるような説明が重要となることや、代理人が当事者と共に敵対的になることの危険性等について指摘があった。

次に、大澤恒夫弁護士（静岡県弁護士会）が、「よい解決を支援するナラテ

イブ・ファシリテータとしての弁護士活動」と題し、当事者間の対話を促すことの重要性について講演した。ナラティブ・ファシリテータとは、無知の姿勢とケアの心で語り聴くことにより当事者の自己物語の再構築を支援する人を意味し、そのうして的確な争点形成と当事者が対話できる環境

を作れば、自ずと相互に納得のゆく解決に至りやすくなることであつた。

後半はパネルディスカッションで、井上潮会員がコーディネータを務め、基調講演者と土居久子、武藤一久、矢島健生の3会員が、和解の長所・短所を踏まえた手続選択のポイントや事実認定と心証開示における訴訟との相違点、調停人・斡旋人・代理人において調整のために必要な資質といった点について、各経験者を交えて議論した。

弁護士が普段直面する悩み、裁判官、調停委員は何を考えているのかといった疑問にスポットが当てられ、改めて和解・ADRによる解決に意欲を感じることができた。（会員 江間 由美子）

法律相談センター開設30周年記念会員懇談会

活発な質疑と意見交換

11月9日、法律相談センターの事業に関する会員懇談会が波止場会館にて開催された。出席者は総勢61名であつた。

今回の懇談会は、会員の関心が高い「相談所の要否」「専門性と公平性の調整」「負担金のあり方」という3つのテーマに絞って行われた。相談所の要否に

ついては、多少の赤字があつても相談所を維持してほしいとの意見や、廃止の決定をする前に問題解消に向けて努力すべきであるとの意見、事業という視点に偏らず公的団体が運営する公共施設としての観点から検討すべきとの意見が出された。

専門性と公平性の調整については、専門性を重視すべきとの意見と、公平性を重視すべきとの意見が両方出され、両者の調整をいかにして図って

いくつか問題点が浮き彫りとなつた。なお、相談担当条件を特定委員会と関連づけることについては反対意見が多かつた。

負担金のあり方については、債務整理事件を含めて負担金割合を一律10%にすることや、負担金免除制度の廃止について、賛成ないしやむを得ないという意見が多かつた。

今回の会員懇談会で寄せられた意見を参考に、市民の権利擁護を実現すると共に、特別会計の健全化等にも成果を上げられるよう改革を進めていきたいと考えている。（会員 天野 康代）



# ストレスチェック してみませんか？

～メンタルヘルス研修会のご報告～

最近、同僚の様子が何かおかしい、そういえば自分もあの依頼者になかなか電話ができない。みなさん、そんな状況はありませんか？

貧困問題対策本部自死

問題対策部会では、近年メンタルに問題を抱える弁護士が増加しているように思われる現状に鑑み、帝京大学医学部教授で、同大学部附属溝口病院精神神経科科長の張賢徳医師をお呼びして、11月30日、メンタルヘルス研修会を行いました。

張医師によれば、「自殺既遂者の90%以上が自殺時に何らかの精神障害の診断がつく状態」で、「理性的で冷静な決断としての自殺は圧倒的に少ない」、例えば、後から

損害賠償請求が来ることがわかつているにもかかわらず、電車で飛び込む人がこれほど多いのは、自殺が自分で決めたことではないことのあらわれだということです。

精神症状のチェックの指標としては、よく言われる睡眠や食欲に加え、認知障害・妄想の程度を確認することが重要であり、例えば、悩みを持っている本人に常識的な解決策を投げかけ、納得すれば危険性は低いが、納得しないのであれば心の視野狭窄が生じており、危険な状況であるのと看做した。

研修会参加者に、日弁連自殺問題対策PTが作成したメンタルヘルスガイダンスブックのストレ

スチェック（みなさんのお手元にも配布されていますのでぜひチェックしてみてください）を無記名で受けてもらったところ、約半数は何の症状も当てはまらない一方、約半数は何らかの症状が当てはまるという結果でした。

私もやってみました。が、このようなストレスチェックは簡単なものですが、自身の状況を客観的に振り返るよい機会になるようです。

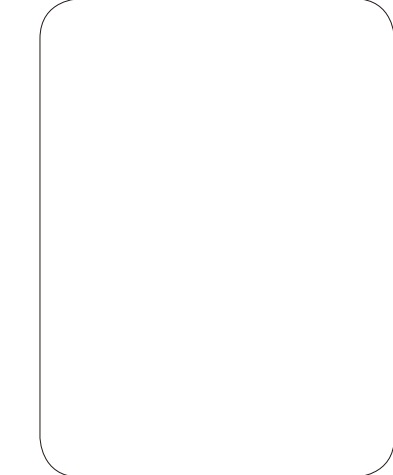
これからも、メンタルヘルス研修会は続けていきたいと思っていますので、ぜひ、今回参加できなかったみなさんも、参加してみてください。（会員 小野 通子）

理事者室

だより

## あと少し…

副会長 佐藤 裕



ドキドキしながら乗り込んだ執行部。楽しく時間を過ごすうちに任期が3か月を切ってしまつた。以前に本欄で書いたとおり、副会長になった

ことで今までの弁護士業務ではできなかった色々なことを経験させてもらっている。

例えば会務のこと。自分が知らないところでど

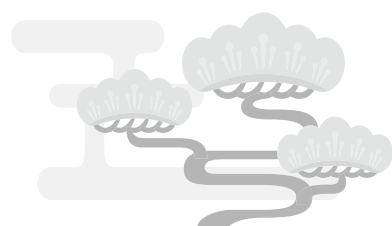
れだけ大勢の人が色々な会務活動をしているかを知った。自分の担当以外の委員会の活動についても理事者会で説明があるので、会全体を見渡すことができる。こうした活動が社会の弁護士に対する信頼を支えているのだと改めて思った。

出張のこと。旅（特にパッキング）が苦手な自分が、秋口には人権大会をはじめとして概ね2週間ごとに、新幹線や飛行機に乗って各地を回っ

た。会長の自治体巡りに同伴して多くの初対面の人と話をさせてもらった。まだ早いかもしれないが、副会長生活を振り返ると、皆に胸を張って「とても良い経験になった」と言える。もちろん楽しいことばかりではなくて、ここに書けないような驚くことや、嫌な思いをしたこともあった。とは言え目が回るような楽しい（？）気分を味わうことができたのは確かである。

このメンバーで仕事をするのは3月いっぱい。これまで毎日顔を合わせていたのに、4月からはそれぞれの事務所に戻り、毎日は会わなくなるのだろう。そう考えると少し寂しい気持ちにもな

る。でも、感傷にひたつてばかりもいけない。やるべきことはまだまだ残っている。残された期間、会長を支えてできるだけ多くの課題を処理していこうと思う。そして、満面の笑みで退任の日を迎えたい。



## 裁判はただの司法手続きではない こちら記者クラブ

学生時代、事件の被害者になったことがある。夜道でバイクに乗った2人組に突然襲われてけがをし、財

犯人は当時20歳で、判決は懲役22年。判決の連絡を受けた時、複雑な気持ちになった。うまく表現できな

けていたとげとげしい感情がふつと抜けた。

今でも夜道でバイクの音が聞こえると足がすくみ、事件前の自分に戻れたわけではないが、犯人を恨む気持ちはない。犯罪に至るまでの生い立ちを聞き、立ち直ってほしいとさえ思えるようになった。

判決が確定すれば事件としては一区切りだが、被害者側も加害者側も複雑な思いを持ったまま生きていかななくてはならない。裁判はただの司法手続きではないと肝に銘じ、取材を続けていきたい。

（共同通信横浜支局

吉川 純代）

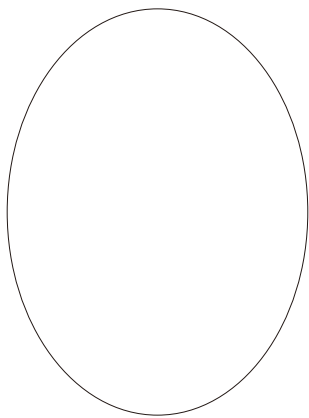
新潟から横浜へ転勤し、司法担当になって1年がたった。裁判取材でいつも心に残るのは、被害者や遺族の声だ。詐欺や窃盗は（もちろん許されない犯罪だが）、被害弁償がされればある程度事件前の状態に戻るのではないかと思う。しかし、殺人や強姦といった事件では、いくら謝られても示談金を払われても、被害者側の気持ちが済むものではない。しかし「帰ってきてほしい」「事件に遭う前の自分に戻してほしい」と願っても不可能で、やり場のない気持ちの帰着点を判決に求めているのではないかと感じる。

布を奪われた。ほかに何人も被害者がいて、私の被害は軽い方だった。

いが、人生の重要な時期を長期間刑務所で過ごすのかと思うと、事件以来持ち続

## 諸先輩方のオーラ

会員 泉 路代（47期）



新しい年を迎え、常議員会も、残すところ4回となった。いよいよ大詰め、身の引き締まる思いである。

私は、昨年、初めて、常議員会に参加する貴重な機会を得た。裁判所という組織を離れ、当会に入会して5年、暖かく支えてくれた同期が「大丈夫、大丈夫」「良い経験だ」と笑顔で背中を押してく

新しい年を迎え、常議員会も、残すところ4回となった。いよいよ大詰め、身の引き締まる思いである。

私は、昨年、初めて、常議員会に参加する貴重な機会を得た。裁判所という組織を離れ、当会に入会して5年、暖かく支えてくれた同期が「大丈夫、大丈夫」「良い経験だ」と笑顔で背中を押してく

れた。

さて、同期の「大丈夫、大丈夫」は時に怪しいが、常議員会への参加が「他に代えがたい貴重な経験」となることは、真実であった。

常議員会で審議される事項を通じ、当会の内外の実情、現執行部の方針、各委員会のこれまでの取組や立場を、息遣いも含め知ることができ、本当に勉強になる。

何よりも印象的だったのは、毎回「議論と発見」があることだ。議論が審議を深め、個人的にも生

の議論に接することでより深く理解できるというプロセスを体験できる。立場の違いを超えた共通の基盤が議論を支えており、また、議論の土壌に不可欠な風通しの良さがある。

このような経験をすると、見える世界が変わってくる。実際、私自身の会務への関わり方もこの1年で大きく変化したように思う。

最後に重要なことを一つ、常議員会が終わると、諸先輩方のオーラを受けるのか、不思議と勇気がわいている。本当に感謝である。この感謝を貢献に変えたいと心から思っている。

常議員会  
の  
ま



第23回

キャンバス・アバウト展

個性あふれる力作 揃う



(1階)



(2階)

11月9日より15日にかけて、当会美術同好会の定期展覧会「キャンバス・アバウト展」が開催された。

1週間という短い展示期間であったが、神奈川県内外から多くの来場者が訪れ、油彩画、水彩画を中心とした大小様々な作品に目を楽しませた。

今回で23回目となるキャンバス・アバウト展は、同好会に所

属する弁護士やその事務員及び家族などの作品を集めた展覧会であり、原則として毎年1人最低1点の新作を出展することになっている。

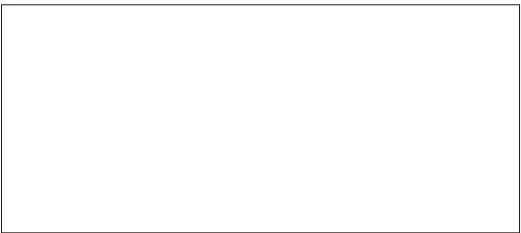
JR関内駅からほど近い展覧会場「みつい画廊」には、多彩な人物画、風景画、静物画が展示された。画廊の1階には出展者全員の最新作が一堂に会し、2階には複数の作品を制作した精力的な画家達の絵画が並んだ。いずれの作品も作者の個性あふれる力作である。

展示作品の中には、絵画展で受賞経験のある作者の作品もあり、絵画一つ一つを長時間かけてじ

つくりと鑑賞する来場者も多々見受けられた。来場者は同好会員の関係者が多かったが、画廊の前をたまたま通りかかって立ち寄ったという来場者も多く、「弁護士のようない堅いお仕事をされている方がこういう絵を描かれるのですね」という声も聞かれた。

キャンバス・アバウト展は、回を重ねるごとに展覧者の技術・技量が向上しているという声もあり、今回の展覧会も芸術の秋を飾るにふさわしいものであった。

(会員 石原 達也)



聖地「札幌つどーむ」にて

専門実務研究論文集を読んだことはありますか？

研修委員会及び専門実務研究論文集編集WGでは、毎年、専門実務研究論文集を発行しており、今年度は記念すべき第10号となる。当会の各専門実務研究会や会員等が最先端の議論を発表する場となっており、いずれも力作揃いだ。珠玉の論文を、より日常業務に活かしてもらうため、第10号ではこれまでの全10号分の索引を設けて検索を容易にする。3月頃、論文集が手元に届いたら、すぐに本棚に収納せず、是非一読し、最先端の知識を獲得して日常業務の武器として活用されたい。

(会員 藤田 章弘)

新年になりました。年賀状では字を手書きする機会もあるかもしれませんが、いづれも字が下手でも困らない世の中になりました。車の自動運転も話題となる中、乱雑な話をコンピュータが自動的にまとめて文章にすることも近い未来ではないかもしれません。文章作成のスキルも、そのうち達筆と同じ運命となり、弁護士の仕事も随分変わりそうです。

デスク

記者

市川 統子

常磐 重雄

長谷川 篤司

山田 一誠

本間 久雄

濱田 玄樹

川添 啓明

編集後記

人談。長持ちの秘訣は、このポジティブシンキングにあるようだ。

(会員 武藤 一久)

公害・環境問題委員会調査旅行

バイオマスタウンと真庭を旅する

バイオマス集積基地にて

当委員会は、豊かな自然を五官で感じながら環境問題を考えようと、毎年視察調査を重ねている。第15弾の今回は、11月18～19日、11人で真庭市を訪ねた。

真庭は岡山県北部中山間地域にあり、平成17年に9町村が合併してできた市である。人口5万人弱で、面積828km<sup>2</sup>の8割を森林が占める。盛んだった林業の低迷や過疎化が進む中、地元から活性

化の機運が起こり、今や国認定のバイオマスタウンとして産官民一体となった取組を進めている。バイオマスとは生物由来の資源のことであるが、ここでは主に木質のペレットやチップを意味する。木をすべて使い切ろうというコンセプトの下、これまでコストにすぎなかった未利用材や廃材を資源化し、地域内循環の仕組を作り出している。

我々は真庭市バイオマスツアーに参加し、市役所、木材会館、製材工場、バイオマス集積基地、発電所と詳細なガイド付きで1日かけて回り、循環の取組について学んだ。また、ツアーは勝山町並み保存地区の散策や湯原温泉の名湯旅館宿泊もセ

ットとなっており、地域一体となった活性化策を味わうことができた。

翌日は奥深い真庭地区の自然や文化を自主堪能することとし、保護センターで巨大なオオサンショウウオと対面し、渓谷を分け入って迫力ある数々の滝の迸りを浴びた。また、名高い蒜山焼きそばを楽しむ、美しい秋の里山風景や村の古い町並みに身を委ね、個々のエナジーを高めた。

総じて、地域における連携と循環の取組について大いに示唆を受けた今回の調査であり、日本の奥深さを実感した旅でもあった。まだまだ見知らぬジャパンが私を手招きしている気がしてならない。

(会員 畑中 隆爾)

日弁連野球マスターズ大会

宿敵破り初優勝

11月14日、札幌にて第3回日弁連野球マスターズ大会が開催された。同大会の参加資格は「42才以上」。横浜は、現役から伝説の剛速球投手井上嘉久まで、総勢18名で乗り込んだ。

第1試合の相手は札幌や名古屋を中心とした連合チーム。しかし、現役

バリバリの西村隆雄投手と体脂肪率10%未満の遠矢登捕手の33期コンビは余裕の1失点完投。攻撃では、村野光夫・山崎健一が衰え知らずの華麗な動きを見せ、14得点で圧勝した。

続く決勝の相手は東京大阪連合軍。宿敵を纏めて破るチャンスに大いに燃えた。横浜は打線の爆発と畑中隆爾の好投により最終回を迎えて4点リード。しかしピンチはこ

こで訪れた。2アウト1・2塁。土壇場でひっくり返された嫌な記憶が蘇る。フライが上がった！レフトだ。岡部光平が追う。捕れるのか、祈る横浜…… 捕った！ 捕った！ 雄大な上半身全体で赤子を抱くように捕った！

こうして我々は、宿敵を破ってマスターズ大会初優勝を飾った。

今大会で胸上げ投手となった畑中は、この試合で200試合登板、更には通算80勝を達成した。「年間試合数を考えれば、この80勝はプロ250勝分にも相当する」とは本

横浜弁護士会 横須賀法律相談センター

電話／046-822-9688 予約受付時間／平日9:30～17:00

総合相談

- ◆相談時間 30分以内 月・火・水・金 13:30～15:30
- ◆相談料金 5,000円(税込み)

多重債務相談

- ◆相談時間 30分以内 木 13:30～15:30
- ◆相談料金 無料

交通事故相談

- ◆相談時間 30分以内 第2・4金曜 10:30～13:00
- ◆相談料金 無料

